

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社木屋製作所 行動計画

仕事と家庭の両立を図り、有給休暇取得をして働きやすい職場環境の

整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

計画期間            2024年7月1日から2029年6月30日

目標：労働者の有給休暇の年間平均取得日数を 5 日以上とする。

<取組内容>

令和 6 年 7 月～有給休暇の取得状況を把握する。

令和 6 年 9 月～今年度の有給休暇取得の平均を求める。

令和 6 年 9 月～掲示等により全社員へ周知する。

労働者に1月当たりの平均有給休暇取得率・・・ 23 %（令和6年9月6日現在）